

令和7年3月11日

バイオーク会員各位

株式会社バイオーク

## オークション規約一部改定のお知らせ

会員の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、オークション規約を以下の通り、一部改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

【改定日】令和7年3月19日AAより適用

改定前	改定後
<p>出品規定第9条</p> <p>1. 福祉車両の消費税については原則出品店よりの申告があった場合、消費税非課税とします。</p> <p>2. 出品店より申告がない場合、中古車として販売される際には対象装置の不良・欠品等条件を満たさない場合も考えられるため、消費税を計上するものとします。</p> <p>但し、落札店より書類発送日を含む7日以内に非課税申告があり、出品店が承諾した場合は消費税相当額を返還するものとします。</p>	<p>出品規定第9条</p> <p>1. 福祉車両の消費税は出品店による非課税申告がある場合を除き、対象装置の有無の判断が出来ないため、消費税を計上します。ただし落札店からの申告により以下に該当する場合は消費税を計上しないものとします。</p> <p>① 落札店からの非課税申告を出品店が了承したとき</p> <p>② バイオークが対象装置の装着を確認できた場合</p> <p>2. 落札店からの申告期限は書類発送日を含む7日以内とします。</p>
<p>裁定規定第3条3</p> <p>① クレーム等のある車両についてメーカー保証内で処理可能な場合は、落札店はその処理を優先するものとします。また、その処理が不可能な場合、出品店は、当該部品（中古&gt;リビルト&gt;新品）のいずれかを供給する。もしくは、相応の値引きによって処理するものとします。</p>	<p>裁定規定第3条3</p> <p>① クレーム等のある車両についてメーカー保証内で処理可能な場合は、落札店はその処理を優先するものとします。ただし保証継承費用を要する場合、出品店は一部の費用を負担しなければなりません。また、その処理が不可能な場合、出品店は、当該部品（中古&gt;リビルト&gt;新品）のいずれかを供給するものとします。もしくは、相応の値引きによって処理するものとします。</p>
<p>書類・自動車税規定第2条 3</p> <p>出品申込票に書類有効期限（出品申込書にて名変期限と記載も含む）を記載する場合は開催日を含めて15日以上ある事とします。ただし開催日を含めて4日以内にバイオークに譲渡書類を提出しなければいけません。万が一提出が遅れた場合は書類有効期限を5日延長する事とし、バイオークに到着することが著しく遅れた場合は、その有効期限を無効とします。</p>	<p>書類・自動車税規定第2条 3</p> <p>出品申込票に書類有効期限（出品申込書にて名変期限と記載も含む）を記載する場合は開催日を含めて15日以上ある事とします。ただし開催日を含めて4日以内にバイオークに譲渡書類を提出しなければいけません。万が一提出が遅れた場合、書類有効期限は開催日を含め20日以上必要とし、譲渡書類提出期限を通常通りとして取り扱います。またバイオークに到着することが著しく遅れた場合は、その有効期限を無効とします。</p>